13　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、12の注記と併せて記載することができる。

［４・５　略］

別紙様式第13号（第34条の25第１項及び第４項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
銀　行　持　株　会　社　名
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意２⑭に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［表略］

（記載上の注意）

１　［略］

２　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　［略］

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

［①～⑥　略］

［削る。］

⑦～⑫　［略］

⑶　［略］

⑷　金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）

［⑹・⑺　略］

11　親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、10の注記と併せて記載することができる。

［４・５　同左］

別紙様式第13号（第34条の25第１項及び第４項関係）

第１　　第　　期　中　間　決　算　公　告

年　　月　　日

住　　所
銀　行　持　株　会　社　名
代表取締役又は代表執行役　氏　名

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、この様式中の「中間連結貸借対照表」及び「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」（それぞれ注記を含む。）を記載するものとする。この場合において、当該企業会計の基準において「中間連結貸借対照表」、「中間連結損益計算書」又は「中間連結損益及び包括利益計算書」がないときは、これらに類する記載をもつて代えることができる。ただし、「中間連結貸借対照表」中の記載上の注意２⑬に掲げる事項は、常に注記すること。

中間連結貸借対照表（　　年　　月　　日現在）

［同左］

（記載上の注意）

１　［同左］

２　［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［①～⑥　同左］

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑬　［同左］

⑶　［同左］

⑷　金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

［⑹・⑺　同左］